

松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館指定管理者募集要項

(令和7年度公募用)

1 施設概要

【松江歴史館】

- (1) 施設の名称 松江歴史館（以下、「歴史館」という。）
- (2) 所在地 松江市殿町 279 番地
- (3) 所管 松江市文化スポーツ部松江歴史館
- (4) 根拠条例等 松江歴史館の設置及び管理に関する条例（平成 22 年松江市条例第 38 号。以下「歴史館条例」という。）
松江歴史館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 2 年松江市規則第 11 号）
- (5) 開設時期 平成 23 年 3 月
- (6) 規模 敷地面積 5,439.92 m²
建築面積 3,588.40 m²
延床面積 4,203.56 m²
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、木造
- (8) 施設内容 本館 3,142.87 m²、長屋門 139.72 m²、屋外便所 4.96 m²、
復原長屋 300.85 m²、庭園、駐車場（12 台）等
行政財産使用許可をしている部分：喫茶、売店、自動販売機 1 台、
石像 1 体
※施設使用及び収支の状況は別紙 1 に記載
※施設の図面は別図 1 のとおり
- (9) 設置目的 郷土の歴史及び文化に関する資料の保存に努め、資料を調査、収集、研究及び
展示するとともに、郷土に関する学習及び諸活動の場を提供することにより、
先人の知恵や松江らしさについての理解、学術の向上を図り、もって本市の文
化の発展に寄与する。

【松江ホーランエンヤ伝承館】

- (1) 施設の名称 松江ホーランエンヤ伝承館（以下、「伝承館」という。）
- (2) 所在地 松江市殿町 250 番地
- (3) 所管 松江市文化スポーツ部松江歴史館
- (4) 根拠条例等 松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例（平成 24 年松江市条例
第 31 号。以下「伝承館条例」という。）
松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 24 年松
江市規則第 63 号）
- (5) 開設時期 平成 24 年 10 月
- (6) 規模 敷地面積 772.04 m²
建築面積 327.77 m²
延床面積 438.18 m²
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造、木造
- (8) 施設内容 展示室 100.05 m²、シアタールーム 26.58 m²、
休憩ホール・展示室 37.60 m²、2F 物置 118.998 m²、駐車場（2 台）等
行政財産使用許可する部分：入口ホール（陳列棚設置） 0.98 m²
※施設使用及び収支の状況は別紙 1 に記載

※施設の図面：別図2のとおり

- (9) 設置目的 水都松江市が誇るホーランエンヤを保存伝承し、ホーランエンヤの更なる発展を図り、また広く全国にホーランエンヤの素晴らしさを伝える。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために松江市が行う指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

3 問合せ先

住所 〒690-0887 松江市殿町279番地
担当部局 松江市文化スポーツ部松江歴史館
電話番号 0852 - 55 - 5511
FAX 0852 - 32 - 1611
電子メール rekishi@city.matsue.lg.jp

4 募集日程

- (1) 申請書の提出期間 令和7年6月13日（金）～8月1日（金）
(2) 仕様書等の配布期間 令和7年6月13日（金）～8月1日（金）
(3) 現地説明会 令和7年6月23日（月）
(4) 質問の受付 令和7年6月13日（金）～7月17日（木）
(5) 選定審議会 令和7年8～9月予定
（正式な日程は別途連絡します。）
(6) 指定管理者候補者の選定 選定審議会後2週間程度
(7) 申請の資格等 令和7年11月上旬（新たに法人等を設立する場合）
(8) 指定管理者の指定 令和7年11月議会（予定）

5 業務の範囲

業務の範囲、管理の基準等は別紙仕様書のとおり

6 指定管理業務に関する経費等

歴史館及び伝承館の管理経費は、指定管理料で賄うこととします。地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しません。

- (1) 松江市は、歴史館及び伝承館の管理に必要な経費として、一定額の指定管理料を毎年度予算の範囲内で支払います。年間指定管理料は下記の支出見込額から収入見込額を差し引いた額を上限として、提出された収支予算書の提案額及び年度ごとに提出される年度事業計画書に基づき松江市と指定管理者との間で締結する協定書で定めた額を執行するものとします。また、指定管理料は分割支払とすることとし、分割方法や支払時期についても協定書で定めます。

【令和8年度指定管理料】

① 支出見込額 95,938 千円

(内訳)

単位 (千円)

項目	内 容	合 計	うち 歴史館	うち 伝承館
人件費	職員賃金、保険料等	37,359	34,379	2,980
事務費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費等	2,663	2,315	348
光熱水費	電気、ガス、上下水道料金等	39,920	38,988	932
修繕費	小規模修繕費 (1 件につき 30 万円未満)	1,800	1,500	300
維持管理費	空調機器保守点検、機械警備保守点検等 ※燻蒸 (5 年に一度) 費用含む	12,161	11,393	768
事業費	イベント経費、広報費等	2,035	1,755	280
計		95,938	90,330	5,608

※歴史館と伝承館の両施設について一体的に実施する経費については、当該施設に要する部分を按分して算出している。

② 収入見込額 0 千円

③ 年間指定管理料 (上限額) 95,938 千円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

【令和9年度、11年度年度指定管理料】

① 支出見込額 94,594 千円

(内訳)

単位 (千円)

項目	内 容	合 計	うち 歴史館	うち 伝承館
人件費	職員賃金、保険料等	37,359	34,379	2,980
事務費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費等	2,487	2,139	348
光熱水費	電気、ガス、上下水道料金等	39,920	38,988	932
修繕費	小規模修繕費 (1 件につき 30 万円未満)	1,800	1,500	300
維持管理費	空調機器保守点検、機械警備保守点検等	11,268	10,500	768
事業費	イベント経費、広報費等	1,760	1,519	241
計		94,594	89,025	5,569

※歴史館と伝承館の両施設について一体的に実施する経費については、当該施設に要する部分を按分して算出している。

② 収入見込額 0 千円

③ 年間指定管理料 (上限額) 94,594 千円 (消費税及び地方消費税を含みます。)

【令和10年度指定管理料】

① 支出見込額 95,111千円

(内訳)

単位(千円)

項目	内 容	合 計	うち 歴史館	うち 伝承館
人件費	職員賃金、保険料等	37,359	34,379	2,980
事務費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費等	2,663	2,315	348
光熱水費	電気、ガス、上下水道料金等	39,920	38,988	932
修繕費	小規模修繕費(1件につき30万円未満)	1,800	1,500	300
維持管理費	空調機器保守点検、機械警備保守点検等 ※12条点検(3年に1度)費用含む	11,609	10,841	768
事業費	イベント経費、広報費等	1,760	1,519	241
計		95,111	89,542	5,569

※歴史館と伝承館の両施設について一体的に実施する経費については、当該施設に要する部分を按分して算出している。

② 収入見込額 0千円

③ 年間指定管理料(上限額) 95,111千円(消費税及び地方消費税を含みます。)

【令和12年度年度指定管理料】

① 支出見込額 94,770千円

(内訳)

単位(千円)

項目	内 容	合 計	うち 歴史館	うち 伝承館
人件費	職員賃金、保険料等	37,359	34,379	2,980
事務費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費等	2,663	2,315	348
光熱水費	電気、ガス、上下水道料金等	39,920	38,988	932
修繕費	小規模修繕費(1件につき30万円未満)	1,800	1,500	300
維持管理費	空調機器保守点検、機械警備保守点検等	11,268	10,500	768
事業費	イベント経費、広報費等	1,760	1,519	241
計		94,770	89,201	5,569

※歴史館と伝承館の両施設について一体的に実施する経費については、当該施設に要する部分を按分して算出している。

② 収入見込額 0千円

③ 年間指定管理料(上限額) 94,770千円(消費税及び地方消費税を含みます。)

- (2) 松江市は指定管理料として協定書に定めた金額を、協定書で定めた分割方法及び支払時期により、指定管理者の請求に基づいて支払います。
- (3) 松江市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、「修繕費」については、年度末に精算します。修繕費の精算は、原則として松江市が仕様書の支出見込額で提示した修繕費の額(歴史館及び伝承館の合計額)に対する不用額の精算とし、不足額の精算は行いません。
- (4) 松江市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、「光熱水費」は、電気、ガス及び水道それぞれの本募集要項による募集時の積算単価と、各実施年度の市場単価の平均との差が10%を超える場合は、協議の上、各年度の予算の範囲内でその超える部分を増額又は減額します。
- (5) 指定期間中、「人件費」の積算基準額を松江市が改定した場合は、松江市と指定管理者との

協議の上、指定管理料を改定します。

- (6) 指定管理期間中に関係法令等の改正に伴って収入及び支出が増減する場合は、松江市と指定管理者との協議により指定管理料を改定します。また、松江市が条例及び規則で定める使用料金の基準額を改定した場合においても、両者協議の上、指定管理料を改定します。
- (7) 上記(1)により提出された収支予算書の指定管理料提案額が、年間指定管理料を下回っている場合、上記(5)～(6)による増加額又は減少額は次の算定式により算出するものとする。
- (A) 上記(5)～(6)により算出される指定管理料
 - (B) 年間指定管理料(上限額)
 - (C) 提出された収支予算書の指定管理料提案額
- 【算定式】 $[(A) - (B)] \times (C) \div (B)$

- (8) 施設の使用料等の取扱い

歴史館の観覧料及び使用料、伝承館の入館料の収入は、松江市に帰属します。

- (9) 指定管理者に帰属させることができる収入

指定管理者は、自主事業により収入を得た場合、その収入を自らに帰属させることができます。なお、自主事業の実施にはあらかじめ松江市との協議が必要です。また、自主事業を実施する場合には、条例・規則等に規定する施設の使用料等を支払う必要があります。

- (10) 報奨金制度

報奨金及び返還金は、成果連動型委託と同様に成果に応じて指定管理料の額を変動させるものであり、報奨金は指定管理料の増額、返還金は指定管理料の減額を意味します。

- ① 歴史館観覧料(平成30年度・令和元年度・令和5～6年度)の過去4年間及び伝承館入館料(平成30年度・令和5～6年度)の過去3年間の平均額に令和7年4月1日の料金改定率を掛けた額(14,314千円)を年間収入基準額とし、歴史館年間観覧者数(平成30年度・令和元年度・令和5～6年度)の過去4年間及び伝承館年間入館者数(平成30年度・令和5～6年度)の過去3年間の平均入館者数(62,000人)を年間基準観覧者数とします。
- ② 年間収入額が年間収入基準額の+10%(15,745,400円)を上回った場合、その差額の20%に相当する額を報奨金として指定管理者に支払うものとします。(1万円未満切り捨て)
- ③ 年間観覧者数が年間基準観覧者数を下回り、かつ年間収入額が年間収入基準額の-10%(12,882,600円)を下回った場合、その差額の20%に相当する額の指定管理料を返還するものとします。(1万円未満切り捨て)
- ④ 報奨金及び返還金の支払は、年間収入額の確定後できるだけ速やかに行うものとします。
- ⑤ 年間収入基準額及び年間基準観覧者数は、指定管理の3年目に見直しを行うものとします。

7 施設使用及び収支等の状況(利用者数、決算その他運営状況)

別紙1のとおり

8 申請の資格等

この募集要項により申請をしようとする団体は、以下の資格要件の全てを満たしている必要があります。

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 松江市内に営業所等を置く又は置こうとするものであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないものであること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定

に基づき更生又は再生手続きをしていないものであること。

- (5) 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。
- (6) 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること。ただし、申請時点で松江市に営業所等を置かない団体については、申請者の所在する市町村民税について滞納がないものであること。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたものでないこと。
- (9) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を2年以内に受けていないこと。
- (10) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※「5 業務の範囲」に掲げる指定管理者の業務の全てを他の者に委託してはならない。

※主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定するものをいう。）、組合（民法（明治29年法律第89条）第667条に規定するものをいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するものをいう。）及びこれらに類するものが申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社又は組合契約の当事者等とグループを構成すること。

- (11) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る対応が適切に行えるものであること。

（留意事項）

※複数の法人等で構成される団体（以下「グループ」という。）で申請される場合は以下の点に留意してください。

- ① グループの構成団体は、いずれの団体も、上記の資格要件の全てを満たしている必要があります。ただし、(11)については、グループとして適切な対応が行える場合は、その限りではありません。
- ② グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、申請後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ③ グループの概要がわかる書類（グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、所在地、連絡先、業務及びリスク分担内容、グループに係る協定書等）を添付してください。
- ④ 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となる又は単独で申請することはできません。
- ⑤ 指定管理者指定申請書（様式第1号）、松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の管理運営に関する事業計画書（別添1）及び収支予算書（別添2）以外の添付書類については、構成団体ごとに提出してください。

※歴史館及び伝承館の管理のために新たに法人等を設立する場合には、その法人等の予定名称で、法人等設立予定の任意団体として申請してください。なお、この場合11月上旬までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出してください。

※グループに係る協定書等については、申請時は未締結であっても差し支えありませんが、指定管理者の候補者となった場合には締結済の協定書等の提出を求めます。

9 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を提出期間内に提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の管理運営に関する事業計画書（別添1）
本要項の別紙2（指定管理者選定審査基準）に記載している「具体的な審査項目」については、事業計画書にもれなく記載してください。
- (3) 松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館の管理運営に関する収支予算書（別添2）
 - ① 指定期間各年度分及び指定期間を通じての収支予算書を作成してください。
 - ② 修繕費については、松江市が仕様書の支出見込額で提示した修繕費の額とし、その額を記載してください。
 - ③ 消費税及び地方消費税の税率は、この申請においては指定期間の全てにわたって現行の10%で計算してください。（経過措置、軽減税率に該当するものは該当する税率で計算すること。）
 - ④ 自主事業を実施する場合は、自主事業に関する収支予算書を別個に作成し、提出してください。
- (4) 団体の概要書類
 - ① 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては会則等）
 - ② 役員の名簿及び履歴書（役員の氏名、フリガナ、住所、生年月日を記載し、職歴がわかる程度のもの）
 - ③ 当該団体の概要、過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに準ずる書類（新規設立団体の場合は不要）
 - ④ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) その他証明等書類
 - ① 法人の登記事項証明書
 - ② 松江市税について、滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（新規設立団体の場合は不要）
ただし、申請時点で松江市に営業所等を置かない団体については、申請者の所在する市町村民税について滞納がない旨の証明書（様式は当該市町村の定めるものとします。）
※ 法人に係る証明書発行の申請の際には、法人名の委任状が必要となりますので事前にホームページ等でご確認ください。
 - ③ 消費税及び地方消費税について、滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（新規設立団体の場合は不要）
 - ④ 申請の資格を満たしている旨の誓約書（別添3）
 - ⑤ 防火管理者の資格を有していることがわかるもの
- (6) 提出部数
 - ① 上記(1)～(4)の書類：電子データ（PDF）及び紙媒体5部
 - ② 上記(5)の書類：正本1部及び電子データ（PDF）※原本が紙の書類についてもスキャナー（300dpi）で電子化して添付すること。
- (7) 提出場所
「3 問合せ先」に記載する場所
- (8) 提出方法
持参、郵送又は電子申請（<https://s-kantan.jp/city-matsue-shimane-u/>）
※電子申請の場合も上記(6)のうち①紙媒体5部②正本1部を持参又は郵送で提出が必要で

す。

(9) 提出期間

令和7年6月13日(金)から令和7年8月1日(金)午後5時15分まで。
郵送の場合は書留とし、同時刻までの必着とします。

(10) 申請に当たっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却いたしません。
- ② 提出された書類の内容を変更することはできません(軽微な修正は除きます。)
- ③ 申請書類の記載内容の誤り、漏れ等により、書類提出後に資料追加を求める場合があります。この場合の提出資料は原則参考として扱い、申請書類の修正としては扱いません。
- ④ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ⑤ 提出された書類は情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 提出された書類の一部については申請の資格を確認するための資料として関係機関に提供する場合があります。
- ⑦ 紙媒体の申請書類に過大なファイル等の表紙を用いないこと。製本する場合は、ホッチキス、綴り紐などを用いできる限り簡素にすること。

10 仕様書等の配布

<松江市ホームページ―産業・ビジネス―指定管理者制度―指定管理者公募のお知らせ>からダウンロードしてください。(松江市ホームページ <https://www.city.matsue.lg.jp/>)

11 現地説明会

現地説明会は次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 令和7年6月23日(月)午後1時30分から2時30分まで
- (2) 開催場所 松江歴史館

※現地説明会への参加を希望される団体は、6月20日(金)午後5時までに「3 問合せ先」に参加希望を電話でお伝えください。

※現地説明会には、本募集要項及び仕様書を持参してください。

12 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年6月13日(金)から7月17日(木)まで
- (2) 受付方法 質問票(別添4)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
※質問及び回答については松江市のホームページ上でその概要を公表します。

13 指定管理者の候補者の選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年松江市条例396号)第14条の規定に基づき設置された「松江市公の施設指定管理者選定審議会」において、下記の点を基準とし面接審査などにより総合的に評価して選考します。(審査基準の詳細は別紙2に記載)

- ① 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- ② 当該施設の効果を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。
- ⑤ 別紙2(指定管理者選定審査基準)に記載する配点合計(加点項目を除く。)の60%(138

点)を最低基準点とします。申請者が最低基準点に満たない場合、選定審議会の総合的な判断を踏まえ、指定管理者の候補として、適格者としなない場合があります。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

団体からの提出書類について松江歴史館で確認します。申請資格を満たしていない場合は失格となります。また、申請書類の提出漏れがある場合、提案内容が仕様書の内容を満たしていない場合等により、適正な選定審議が困難であると市が判断した場合も失格となります。失格の場合、選定審議会において面接審査の対象とせず、指定管理者の候補者に選定しません。

② 選定審議会

選定審議会では、提出された申請書類によるプレゼンテーション（1団体20分）を行っていただきます。追加資料の提出は認めません。

提案内容について総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

③ 審査結果の通知

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。

④ 選定結果の公表

選定審議会の選定結果については、指定管理者の指定議案の公表時に、次の項目を公表します。

ア 指定管理者候補者名及び所在地

イ 申請団体名

ウ 選定審議会における各団体の評価点数（審査項目ごとの配点及び評価点数を含む）

14 指定管理者の指定及び協定

上記により選定した団体を指定管理者の候補者として、令和7年11月定例松江市議会に提案し（予定）、議決されれば指定管理者として指定します。

※指定管理者の指定は、地方自治法に基づく「行政処分」であり、同法に規定する「入札」ではありません。

議会の議決により指定管理者に指定されると、松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき当該施設の管理及び運営に関する詳細事項について協定を締結しなければなりません。

指定管理者の候補者に選定された団体は、「正当な理由」なく、協定の締結を拒むこと、又は指定を辞退することはできません。

また、指定管理者の候補者として選定されてから、議会で議決されるまでの間、又は議決されてから指定期間開始までの間に「8 申請の資格等」に記載する申請の資格を満たさなくなる等、指定管理者として施設を管理することが適当でない事象が発生した場合には、指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定を取り消す場合があります。なお、取消しの際に指定管理者（の候補者）に損害が生じて、松江市はその賠償の責めは負いません。

15 指標の設定

(1) 公の施設の目的を効果的に達成するため、指定管理者が取り組む活動の指標を下記のとおり設定します。指定管理者は、この指標において自ら目標数値を設定し、達成できるような事業計画を作成した上で、活動を行ってください。

指標分類	指標	数値
インプット 指標	・ 配置職員数	通常時 常時 8人以上
アウトプット 指標	・ 歴史館観覧者数 (年間) ・ 伝承館入館者数 (年間) ・ 利用者アンケート (目標サンプル数1割以上)	54,000人以上(過去4か年平均) 8,000人以上(過去3か年平均) 満足度80%以上 (5段階評価の4以上)
アウトカム 指標	モニタリングでの下記の質問項目における利用者等の肯定的な回答の割合 ・ 松江の歴史や文化についてより関心が高まった	80%以上

※「アウトプット指標」は指定管理者が行う活動そのものの結果、「アウトカム指標」は活動によって市民等にもたらした成果・価値(施設の設置目的にどれだけ貢献したか、市民等にどのような影響をもたらしたか)を示します。

- (2) 松江市は、指定管理者から提出される年間事業報告書及び月別業務報告書等により、指標の達成状況等を確認します。

16 指定管理者の業務実施に関する評価

指定管理者の活動状況については、毎年度、設定した指標等に基づいて評価を行い、その結果を松江市のホームページ等で公表します。

17 調査等及び監査

松江市は、指定管理者の管理する施設の適正を期すため、必要があると認めるときには、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わない場合、松江市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

また、監査委員等が松江市の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

18 指定期間満了以前の指定の取消し

- (1) 松江市は指定管理者が「17 調査等及び監査」の指示に従わないとき、法令及び条例に重大な違反をしたとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。
- (2) 上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者に損害が生じて、松江市はその賠償の責めを負いません。
- (3) 指定管理者から指定の取消しの申出があった場合には、取消しの可否、損害賠償等必要な事項について双方で協議して対応を定めます。

別紙 1

<施設使用及び収支等の状況>

1. 入館者・観覧者数及び収入状況

(単位:人)

(単位:円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歴史館	入館者数	67,262	87,451	104,049
	観覧者数	28,760	42,673	48,647
	観覧料	5,579,220	9,426,350	11,505,805
伝承館	入館者数	3,686	6,273	6,155
	入館料	78,280	114,660	110,560

※歴史館について

入館者数：有料・無料を問わず施設全体の入館者数(観覧者、有料施設等使用者、無料エリア利用者を含む)

観覧者数：基本展示及び企画展示の観覧者数(減免を含む)

※伝承館について

入館者数：伝承館入館者数(減免を含む)

2. 歴史館有料施設等の使用件数及び収入状況

(単位:円)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料
歴史の指南所(半面・全面)	27	68,660	44	92,423	63	423,857
暮らしの大広間	2		9		6	
ホール	0		2		5	
復原長屋(北棟・南棟)	17		31		28	
企画展示室	0		0		1	
その他	7		18		14	
計	53	68,660	104	92,423	117	423,857

※件数は減免を含む

※自主事業等での使用件数は除く

3. 収支状況

【歴史館】

(単位:円)

科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
収入	指定管理料	72,972,000	72,585,000	73,729,000	
	補助金	165,000	9,732,594	8,381,000	令和3年度 文化芸術振興費補助金 令和4年度・5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
	計	73,137,000	82,317,594	82,110,000	
支出	人件費	27,571,129	31,565,572	35,725,110	職員人件費
	事務費	1,880,093	922,492	1,098,638	消耗品、事務用品、通信運搬費
	光熱水費	25,665,360	37,396,371	35,738,181	電気、ガス、上下水道
	修繕費	1,493,360	1,458,050	1,578,210	小規模修繕(30万円未満)
	維持管理費	11,077,172	10,271,520	10,821,774	空調機器保守点検業務、電気工作物保安管理業務、消防設備点検業務、昇降機法定点検業務、機械警備保守点検業務、清掃業務、樹木管理業務、廃棄物収集運搬業務、発券システム保守、展示室保守点検業務 等
	事業費	1,250,179	1,835,208	1,288,481	広報費、イベント事業費
	租税公課	3,266,913	2,427,742	2,666,964	
計	72,204,206	85,876,955	88,917,358		

※消費税率10%

【伝承館】

(単位:円)

科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
収入	指定管理料	4,917,000	4,891,000	4,891,000	
	補助金	0	73,614		
	計	4,917,000	4,964,614	4,891,000	
支出	人件費				歴史館に含む
	事務費				消耗品等
	光熱水費	783,845	947,859	859,125	電気、上下水道
	修繕費	11,893	46,200	17,600	小規模修繕(20万円未満)
	維持管理費	759,726	682,770	747,120	消防設備点検業務、機械警備保守点検業務、清掃業務、樹木管理業務等
	事業費		21,924		歴史館に含む
	計	1,555,464	1,698,753	1,623,845	

※消費税率10%

4. 歴史館企画展示の実施状況

年度		事業名	主催	会期	開催 日数	観覧者数 (人)	1日平均 (人)
R3	1	企画展「旧制松江高等学校－松江で学び、暮らした学生たち－」	松江市	4月16日(金)～6月27日(日)	63	2,521	40
	2	館藏品展「これまで、これから――所藏品一挙公開――」	松江市	7月16日(金)～8月29日(日)	39	1,420	36
	3	特別展「戦国の世を馳せた武将 堀尾吉晴」	松江市	9月17日(金)～11月23日(火・祝)	59	5,748	97
	4	企画展「松江藩と絵図－花開いた地図の世界－」	松江市	2月22日(火)～4月10日(日)	42	2,212	53
計					203	11,901	59
R4	1	企画展「出雲の民藝－『健康な美』を求めて－」	松江市	4月28日(金)～6月26日(日)	53	4,457	84
	2	企画展「松江今昔－美術と文学にみる風景のうつろい－」	松江市	7月22日(金)～9月25日(日)	56	3,979	71
	3	特別展「古代出雲の中心地・松江－田和山・神後田遺跡から国府・国分寺へ－」	松江市	10月14日(金)～12月11日(日)	51	4,330	85
	4	館藏品展「平塚運――いざ摺らん－」	松江市	1月27日(金)～4月2日(日)	57	2,756	48
計					217	15,522	72
R5	1	企画展「出雲国の白隠・大雅・風外－往来する禅と書画－」	松江市	4月28日(金)～6月25日(日)	52	2,797	54
	2	企画展「みんなの小学校 150年のあゆみ」	松江市	7月21日(金)～9月24日(日)	57	5,452	96
	3	特別展「漆壺斎と勝軍木庵－花開く松江の漆文化－」	松江市	10月20日(金)～12月10日(日)	45	3,646	81
	4	館藏品展「明治時代のサムライたち－松江藩士の行く末－」	松江市	1月26日(金)～3月31日(日)	57	4,256	75
計					211	16,151	77

別紙 2

松江歴史館及び松江ホーランエンヤ伝承館指定管理者選定審査基準

① 管理運営審査基準項目（最低基準点対象項目）

審査基準		具体的な審査項目		配点内訳
1	住民の平等な利用の確保に関して	1-1	平等な利用のために適切な方策がとられているか	10
2	施設の効果の最大限の発揮及び施設の効率的な管理に関すること	2-1	事業計画の内容が施設の設置目的に沿ったものになっているか ※施設の設置目的:展示や学習機会を提供することにより、郷土の歴史や文化についての理解や学術の向上を図る。また、広くホーランエンヤの素晴らしさを伝える。	25
		2-2	適切な数値目標が設定されているか	10
		2-3	利用促進(自主事業を含む)のための計画が練られているか	10
		2-4	利用者等のニーズの把握や自らの管理運営状況をチェックするモニタリング体制が優れているか	10
		2-5	利用者のサービス向上につながる優れた提案となっているか (キャッシュレス決済や施設のインターネット予約等を含む)	10
		2-6	収支計画は適切かつ実現可能であるか (過大な収入が見込まれている、必要な経費が支出に計上されていないなど、不適切な点はないか)	15
3	施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること	3-1	安定した運営ができる財務状況であるか	10
		3-2	空調設備や機械警備設備を有する施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか(業務委託を予定している場合、その委託の範囲は適正か。また、施設の管理が適切に実施されるか)	15
		3-3	事業計画を実施するための適正な組織・人員配置が練られているか	10
		3-4	施設管理に必要な有資格者(経験者)等が確保されているか	10
		3-5	業務従事者への研修等が十分に確保されているか (安全対策、個人情報保護等)	10
		3-6	緊急時、災害時の対応策や利用者の安全が十分考えられており、責任者や連絡体制が明確にされているか	10
		3-7	利用者からの苦情・要望への対応策は適切か	10
4	地域活性化への貢献	4-1	地元との連携や協働による事業展開など、具体的提案がなされているか	10
		4-2	市民(周辺地域住民等)を雇用する計画があるか	10
5	その他	5-1	関係法令、条例等を遵守するための責任体制が整えられているか	10
		5-2	職員の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進について取組がなされているか	5
		5-3	障がい者雇用及び障がい者就労施設等からの物品等の調達に対し配慮がなされているか(障がい者雇用については、法定雇用率を満たしているか)	5
		5-4	環境に配慮した取組がなされているか	5
		5-5	自主事業のミュージアムショップ及び喫茶事業について、利用者にとって魅力的なものとなっているか	10
		5-6	誘客・普及事業について、松江城やその周辺の文化施設との連携を図る具体的な提案がなされているか。また、館の魅力を伝え、誘客を図るための効果的な広報計画となっているのか。	10
				230

② 経費縮減審査基準項目（加点項目）及び配点

審査基準	具体的な審査項目	配点内訳
管理経費の縮減	<p>指定管理料の上限額に対する経費縮減(上限額からの減額が大きいほど高得点。ただし、加点上限は20点とする。)</p> <p>【算式】 配点×(上限額－提案額)／(上限額－審査基準額)</p> <p>※審査基準額は、公募の状況(新規、更新)によって設定します。</p> <p>※上限額、応募団体の提案額は、指定期間の平均額とします。</p> <p>※点数の算出に伴う小数点以下は切り捨てます。</p>	20